

## 動物愛護管理法の改正を求める意見書

人と動物との関係を定めた「動物愛護管理法」は人と動物が共生する社会の実現をめざすこととしています。動物は人の生活を豊かにしてくれます。たとえば、ペットを飼うと心も体も健康になると言われています。

しかし、動物虐待のニュースは未だに後を絶ちません。そして減少こそしているものの、平成 29 年度において約 4 万 3 千頭の犬猫が全国の自治体で殺処分されています。こうした現状は、人と動物が本当に共生しているとは必ずしも言えません。

人と動物が本当の意味で共生できる社会の実現のためには、動物を飼養・管理する者の責務の強化、動物取扱業者の責任のあり方、動物に不必要な苦痛を与える虐待行為に対する罰則の強化など、現状を十分に検証し、改めるべき点は適確に手当てすることが必要です。

よって本議会は、人と動物の共生をめざし、動物愛護管理法のあり方について検討を行うとともに、不十分な部分について、その改正を求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和元年 1 2 月 1 9 日

立川市議会

議長 佐 藤 寿 宏